

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

早速、会議を進めてまいります。

1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第14号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開での協議ではない方法を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、前回まで判断保留でありました民主・市民連合及び公明党に判断できる状況にあるか確認いたします。

まず、民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第14号についての採択、不採択の判断を意見開陳を含めて伺っていきたくと思います。

まず、自民党・市民会議。

○沼崎委員 願意に沿いかねるということで、不採択と判断いたします。

理由といたしましては、訴訟の内容をどのように進めるか、これは高度に法技術的な問題でありますので、議会において、ああしろ、こうしろというのは不適切であるからだというふうに考えるからです。

以上です。

○塩尻委員長 次に、民主・市民連合。

○上野委員 陳情者の、この10項目にわたる指摘につきましては的確であり、その陳情内容についても私どもは賛同したいと思います。

願意に沿って、採択といたします。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第14号の旭川女子中学生いじめ凍結事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開での協議ではない方法を求めることについてでありますけれども、公明党といたしましては、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えます。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。

陳情項目の1番目ですが、旭川市は非公開の協議ではなく、第三者、裁判所が判断する形での裁判にすることということですが、裁判所においては事件の性質や内容に応じて最も適切と思われる手続を選択することができ、必ずしも公開を必要としない弁論準備手続を選択したと伺っており、旭川市には決定権がないことは明らかであり、妥当性はないと判断いたしました。

陳情項目の2項目めは、旭川市いじめ防止等対策委員会が作成した調査報告書について、マスクングがなされていない状態で資料として裁判所に提出することを求めておりますが、担当課に確認

したところ、裁判所にはマスキングがされていない資料を提出していることから、陳情者の事実誤認ということが確認できました。

以上のことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと判断いたしました。

○塩尻委員長 続きまして、日本共産党。

○中村みなこ委員 陳情第14号についてですが、陳情事項の1番や3番については、裁判所は法律にのっとり、一般的な訴訟の対応で裁判所が入って進められております。また、裁判の進め方については市議会が関与できるものではないと考えます。

また、陳情事項2についてですが、提出資料について、旭川市いじめ防止等対策委員会の作成したマスキングをしていない調査報告書が提出されていると認識しております。

よって、陳情者の趣旨には理解できるところもあるのですが、制度上は願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 続きまして、無所属横山委員。

○横山委員 陳情第14号に対しては、結論から言いますと願意妥当と判断をします。

そもそも疑義のあるところはあるんですけども、本訴訟に対して詳細が具体的にされないまま訴訟に臨むということを問題視しておりますので、それについては願意妥当というふうに判断をしたいと思います。

○塩尻委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。

お諮りいたします。

陳情第14号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○塩尻委員長 起立少数であります。

よって、陳情第14号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第47号、いじめの重大事態に関して和解に応じないことを求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 続きまして、日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 次に、無所属横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第47号についての採択、不採択の判断を意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

まず、自民党・市民会議。

○沼崎委員 結論としては、願意に沿い難く、不採択とすべきと判断いたします。

理由といたしましては、やはり先ほどの陳情第14号とも近いんですが、まず、訴訟の内容でございまして、果たしてその内容の部分にまで議会が口を出すことなのかどうかというところがあるんですけども、ただ、まず3項目あるうち、安易に和解案を受け入れないこととありますが、先ほど補正の委員会等でも議論があったと思いますが、これについては安易に受け入れるというようなことはまずあり得ないわけでありまして、どちらにしろ、受け入れるにしろ、受け入れないにしろ、きちんと議論を尽くした上で行っているわけでありまして。

また、2番目の裁判所にて法的根拠を基に判断してもらうこと、これはもう裁判ですので、当然、法的根拠の下に和解勧告があって、それについてどうこうするっていう話ですので、これは当然のことです。

また、市民に対して納得がいく説明をということですが、納得がいくという概念もちょっとよく分からない。どこまでの説明を求めているのかということも不明確でありますので、本件に関しましては、願意に沿い難いということでございます。

以上です。

○塩尻委員長 続きまして、民主・市民連合。

○上野委員 我が会派は、願意妥当と判断いたします。

理由につきましては、先ほど申し述べたように18項目につきましては非常に的確に分析をされておりまして、陳情事項につきましても、やはり最後に書いてある、旭川市民に対してやっぱり納得のいくっていう分かりやすい、そういう和解案、そういう結果をやっぱり市民は望んでいると思いますので、陳情の願意に沿いたいと思います。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第47号のいじめの重大事態に関して和解に応じないことを求めることについてですが、公明党といたしましては、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えております。

簡潔に理由を申し上げますと、陳情項目の1項目めですが、旭川市は安易に和解を受け入れないことということを求めておりますけれども、弁論準備手続を6度行い、裁判所からの和解案についても十分に検討してきたことが補正予算等審査特別委員会でも明らかになっております。よって、安易に受け入れたとは評価できないこと。

また、2項目めではマスキングなしの第三者委員会報告書の提出を求めておりますが、先ほど陳情第14号でも述べたように、マスキングなしの報告書を裁判所に提出しており、裁判所として争点及び証拠の整理を必要な資料を基に判断されたものと理解しております。

3項目めの旭川市民に対して納得がいく説明をすることに関しては、その必要性は十分にあるものと思っておりますが、1項目め、2項目めの意見を述べたとおり、陳情第47号については願意

に沿い難く、不採択とすべきものという判断に達しました。

以上でございます。

○塩尻委員長 続きまして、日本共産党。

○中村みなこ委員 陳情第47号についてです。陳情事項の1、安易に和解案を受け入れないことと、陳情事項の3、市民に納得がいく説明、この2つについては賛同できる部分ではありますが、陳情事項の2、関係書類ですね、提出資料については旭川市いじめ防止等対策委員会が作成したマスクングをしていない調査報告書はもちろんのこと、関係するものが提出されていると認識しております。さらに、裁判所の判断については市議会が関与できない部分であるということです。よって、陳情者の安易に和解案を受け入れないこととの御意見は尊重しながらも、制度上は願意に沿い難く、我が会派としては不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 続きまして、無所属横山委員。

○横山委員 陳情第47号についても願意妥当と判断し、採択すべきだと考えます。

陳情事項に関わっては、既に行われている事実も補正予算の委員会でも明らかになったんですけども、具体的な説明がやっぱりこの訴訟に関してされていないということで、まだまだ解明しなければならぬことが残っているというふうに私も考えますので、採択すべきと考えます。

○塩尻委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。

お諮りいたします。

陳情第47号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○塩尻委員長 起立少数であります。

よって、陳情第47号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午後4時07分